

令和2年度第1回名張市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和2年8月27日（木）午後3時～

場所 名張市防災センター 防災研修室

出席委員 （被保険者代表）田畑純也 松下英子 男山佳子 福永圭志 福持幸郎
（保険医代表）久保将彦 松村典彦
（公益代表）和田四十八 森本高子 名倉豊
（被用者保険代表）井ノ口晋 新屋泰博

欠席委員 （保険医代表）上坂太祐 新谷継郎 武田良一
（公益代表）橘恭伸 橘久美子
（被用者保険代表）田中達也

事務局出席者 市民部長 保険年金室長 健康子育て支援室長 保険年金室室員

1. 開会

（事務局）定刻となりましたので、只今から、令和2年度第1回名張市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、また、急な会場変更にもかかわらずご参加いただき、ありがとうございます。それでは開催に先立ちまして部長の牧田から一言ご挨拶させていただきます。部長よろしくお祈いします。

2. あいさつ

（部長）失礼します、市民部長の牧田でございます。どうぞよろしくお祈いします。本日は公私何かとお忙しいところ、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には今年度は3年任期の2年度目にあたるわけでございますけれども、選出団体等の関係から今年度新しく委員にご就任いただきました方もおられます。新しくご就任いただきました委員様には後ほど、また、ご紹介もさせていただきますが、この新しくご就任いただきました委員さんを含めまして、各委員さんにおかれましては今後とも名張市の国民健康保険の運営に対しまして貴重なご意見をいただきますとともに、ご理解ご支援を賜りますよう、よろしくお祈い致します。

さて、名張市の国民健康保険会計は以前からも申し上げて参りましたが、加入者の高齢化などが大きな要因となりまして、保険給付費が増加する一方で保険税額は減少すると言ったように運営が大変厳しい状況が続いてまいりました。この保険税の不足を国民健康保険財政調整基金という、貯金を取り崩しながらこれまで運営をしてまいりましたけれども、その基金も昨年度令和元年度に枯渇するような状況になりましたもので、本年4月に13年ぶりに健康保険税率の引き上

げをさせていただいたところでございます。このことによりまして被保険者の皆様にはご負担が増えることとなりましたが、私どもといたしましては今後も生活習慣病予防重点プロジェクト事業等さまざまな健康づくり事業を展開し、健康寿命の更なる延伸に取り組みまして、医療費の増大を少しでも抑え、国民健康保険税の引き上げ抑制に繋げて行かなければならないと考えているところでございます。そういう中でございますけれども皆様ご承知のように新型コロナウイルスによる感染が世界的に広がってまいりまして感染者数は世界で2,400万人、日本で6万4千人という状況になっております。この影響を受けまして医療崩壊や景気の低迷、失業者の増加など未曾有の危機に面しているという状況でございます。この新型コロナウイルスによる感染が収束する気配が見えない中で、今後は、このコロナウイルスとともに生きるという新しい生活様式に寄らざるを得ない状況になっておりまして、このまま景気の低迷が続きますと国保会計におきまして保険税の税収の減少に繋がって参るということになりますし、また、更に感染が拡大しますと集団検診も実施できるかどうかというような状況も想定されるような状況になっているという状況でございます。このような状況の中でございますけれども本日は令和元年度の決算見込案などについてご提案と説明をさせていただきますとともに、その他の項で新型コロナウイルスに係わった保険税の減免や傷病手当金の給付という事につきましても若干お時間を頂戴してご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますけれども私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ致します。

(事務局) ありがとうございます、議事に入らせていただく前に、委員さんの変更がありましたのでお知らせします。本年1月31日付の定期異動によりまして全国健康保険協会三重支部、川本俊之様に代わりまして新屋泰博様に、また、4月1日付で名張市地域づくり代表者会議川嶋忠司様に代わりまして和田四十八様に、同じく4月1日付で食生活改善推進協議会清水登代子様から橘泰伸様に、また、7月1日付で三重県農協健康保険組合竹内俊彦様に代わりまして井ノ口晋様にご就任いただくことになりました。委員の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日は18名の委員のうち、12名の方が出席です。委員の半数以上の出席がございまして、会議が成立していることをご報告させていただきます。なお、議事の進行につきましては会長にお願いすることになっておりますが、議題第1項の「会長の選任」につきましては、進行を副会長の森本様にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

3. 議事

(1) 会長の選任について

(副会長) 失礼します。皆様お暑い中ありがとうございます。森本です、よろしくお願ひ致します。座らせていただきます。

それでは、事項書に基づき会議を進めさせていただきます。議題第1項「会長の選任について」でございますが、会長・副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により公益代表の方の中から選出をお願いすることになっております。昨年の改選で名張市地域づくり代表者会議より会長を選出いただきましたので、引き続き、会長には地域づくり代表者会議の和田委員にお願いできればと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。異議はございませんか。

異議なしの声あり

(副会長) ありがとうございます。異議なしと、只今ご承認を頂きましたので、会長には和田委員にお願い致します。

(会長) 皆さんこんにちは、ご苦勞様でございます。このたび委員会会長にご承認いただきまして、ありがとうございます。まちづくり協議会の、私、すずらん台の会長をしておりますが、何分ともこういう会議はあんまり経験がありませんので、皆さんのご指導とご支援よろしくお願ひしたいなと思っております。ほんとにコロナということで、このコロナと暑さで毎日のびてるといのが現状で、表に出ていくのも気を付けながら出て行っているという状況ですので、十分に気を付けていただけたらなと、いうふうふうに思っています。国民健康保険という私たちの命に係わる制度ですので、十分審議していただき、そして委員の皆さんにいろいろと言っていたらなというふうに思っていますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。座らせていただきます。

それでは、事項書に基づき会議を進めさせていただきます。議題第2号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込み」につきまして、事務局から説明をお願い致します。

(2) 令和元年度国民健康保険特別会計の決算見込について

(事務局 説明)

私し保険年金室長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。それでは座らせていただきます。令和元年度の名張市国民健康保険特別会計決算につきましては、9月議会において審議されることになっている関係から現時点「決算見込」として表記してありますが、9月議会で承認を受けた後は、令和元年度決算として表記されることとなります。それでは令和2年5月末の数値を基に、決算見込として概要の説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧頂きたいと思ひます。平成29年度から令和元年度の3か年の決算の推移となっております。

まず、「1. 被保険者数等の推移」でございますが、上から説明させていただきます。一般被保険者の令和元年度の平均が16,875人で、前年度と比較しますと412人減少しております。一方、厚生年金などの被用者年金を受給している60歳から64歳までの方とその被扶養者である退職被保険者等は、106人の減となり、21人となりました。

なお、退職者医療制度につきましては、新規加入は平成26年度末で廃止されておまして、現在、既に対象となっている方は65歳になるまで引き続き対象となっておりますが、令和2年度には対象者が0となりすべて終了いたしております。

介護2号被保険者につきましては、40歳から64歳までの方で、231人減少して、4,475人となりました。

国保被保険者が市の人口に対して占める加入率は21.7%、世帯の加入率は、31.1%となっております。

次に、2つ目の「決算状況の推移」についてご説明させていただきます。

令和元年度の決算見込と併せて（資料1別紙）もご覧いただきたいと思っております

まず、歳入からご説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、収納対策により収納率は向上していますが、被保険者の減少などから前年度の調定額、現年度調定額でございますが、現年調定額から4,928万円の減少となっております。このことから、国民健康保険税全体では平成30年度と比較しまして、4,401万円減の14億5,563万円となりました。

収納率などの詳細につきましては、後ほど収納室長の福西からご説明させていただきます。

国庫支出金でございますが、外国人在留資格連携に伴うシステム追加によりまして国庫補助金として63万円を計上いたしております。

県支出金についてご説明いたします。保険給付費の支払いに必要な財源としての普通交付金が1億9,490万円増の56億6,685万円となります。保険者努力支援分等の特別交付金が190万円増の1億8,180万円となります。この普通交付金と特別交付金を合わせまして6

0億4,356万円となっております。

繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金でございますが400万円の減となっております。

国民健康保険財政調整基金繰入金では1億2,400万円の増でございます。これらによりまして1億2,196万円増の7億4,002万円となりました。なお、令和元年度も3億400万円基金からの繰り入れを行なったことによりまして、元年度末の国保財政調整基金残高は65万円のみとなっております。

繰越金でございますが、平成30年度からの繰越金で1,139万円となっております。

その他の収入でございますが、特定健診の自己負担金や国保税延滞金などで、3,182万円でございます。

以上、歳入合計は、82億8,306万円となり、前年度比1億1,091万円の増、1.4%の増加となりました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

まず、人件費や電算委託料などの事務費でございますが総務費につきましては、1億3,027万円で、前年度比で1万円の増となりました。

次の医療費の保険給付費でございますが、58億7,557万円となり、前年度と比較しますと、1億6,567万円増加しております。2.9%の伸び率となりました。一般被保険者では、療養給付費で1億6,580万円の増や高額療養費で3,932万円の増などにより約2億300万円の増となりました。一方、退職被保険者等では、療養給付費で3,076万円の減や高額療養費で442万円の減、などにより約3,500万円の減少となっております。

国保事業費納付金は、県から示された標準保険料率等により算出された納付金として1億2,733万円増の20億8,799万円を計上し、県に納付しております。

続きまして、保健事業費は、特定健診にかかる健診委託料や電算の委託料のほか、啓発事業などの事務経費に充てるもので、1億925万円となりました。

諸支出金のうち償還金は、9,156万円の減により、1,968万円となりました。内訳で

ございますが、療養給付費等国庫負担金の返還金が1,766万円、退職事業費納付金の返還金が104万円、特定健康診査等負担金の返還金が97万円でございます。

その他の諸支出金は1億2,260万円の減で、2,151万円となりました。一般会計へ繰り出しています生活習慣病予防重点事業やがん対策事業などへの繰出金が1億2,370万円の減となったことなどによるものでございます。

以上、歳出合計は、前年度比8,351万円の増で、82億4,427万円となっております、1.0%の増加となりました。

この結果、歳入歳出差引で3,879万円を令和2年度へ繰り越すこととなります。30年度からの繰越金1,139万円を差し引いた単年度収支では、2,740万円の黒字になりますが、さらに国保財政調整基金からの繰入金3億400万円を差し引いた実質単年度収支では、2億7,660万円の赤字となります。

以上で、令和元年度の名張市国民健康保険特別会計の決算見込みの説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険税の収納率等について、収納室長の福西から説明させていただきます。

(事務局 説明)

失礼いたします。私し、収納室室長をしております福西でございますよろしくお願いいたします。

それでは私しの方から令和元年度の国民健康保険税の収納に関する決算見込みについてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。それではお手元の資料2をご覧ください。

令和元年度の国保税の調定額でございますけれども、平成30年度調定額と比較して約7,782万円減ということになりました。額としましては約16億9,989万円ということになりました。収入済額は、約4,401万円減の約14億5,563万円となりました。調定額が減額となった要因としては、就職が出来ないあるいは滞納繰越が減少したことなどが主な要因かと考えられます。

収納率については、現年課税分下の太い枠の中に囲ってあるのが収納率でございます。収納率については、現年課税分は95.97%で、前年度と比較しますと0.69ポイント上回っております。滞納繰越分は29.64%で、前年度と比較しますと0.5ポイント上回っております。現年と滞納分を合計しまして85.63%という収納率になりました。昨年度を1.27ポイント上回ったということ数字になっております。

この85.63%の収納率は、県内14市の中で鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊勢市に次いで5番目

の収納率ということになりました。現年課税分で見ますと1番目、滞納繰越分で見ますと鳥羽市、熊野市に次ぐ3番目に位置しております。

なお、当市の滞納世帯現年度につきましては、令和2年6月1日現在で、前年度と比べ90世帯減の1,212世帯ということになってございます。

平成30年度より国保財政の運営主体は都道府県となり、近年の急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加などを背景としながら、高齢者や低所得者層の増加などの要因により、厳しい財政運営を強いられているところでございます。

また、皆様もご存知の様にこの度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、本年度以降ということになるかと思いますが、納税環境はより一層厳しい納税環境となる事が予想されます。

こうした厳しい納税環境の中で、財源を確保するための収納対策といたしましては、現年課税未納分をはじめ滞納繰越分の整理を実施しております。文書での督促及び催告をはじめまして、戸別訪問による納税指導を行うとともに、滞納処分の強化として、滞納者の預貯金調査や住居の搜索などの財産調査を徹底して行っているというものでございます。預貯金、動産及び給与或いは各種保険などの差押えを執行しているところでございます。

また、生活困窮者等については徴収猶予や分納誓約による対応、また今回のコロナウイルスに関連しましては、減免という制度も出来ましたのでそれも対応を保険年金室とともしているところでございます。低所得者層に対する納税相談業務を行いながら、引続き税収確保並びに滞納繰越を少なくする努力を継続するとともに、必要があれば生活困窮者自立支援事業を市から受託している名張市社会福祉協議会への紹介もいたしておるところでございます。

以上、令和元年度の国保税の決算見込み及び収納対策の概要でございます。ありがとうございました。

(会長) 只今、令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について事務局から説明を受けました。委員の皆様から質問を受けたいと思います。何かございませんでしょうか、挙手をお願い致します。

(委員) 前回の会議で確か、税が上がる前の時点ですけれども3億の赤字だということで、それじゃもうやっていけないということで、20%から25%ですか、かなりの幅で値上げがあったんですけども、若干落ち着いた形では終わったんですけども、その時点でまるまる3億を補填するために保険料をアップするというのをお聞きしてたんですけども、若干パーセント下がりましたよね実質。その結果、見込みとしては3億までは行かないけれども若干抑えた形で赤字見込みができてるはずなんですけれども、アバウトで結構ですので今回の保険料アップでどれくらい縮められるのでしょうか。見込みとして、どうでしょうか。

(会長) どうぞ。

(事務局) 今おっしゃっていただいたように当初この委員会におきまして 3 億円の赤字だという事で引き上げ率を想定させていただいて、こちらにさせていただきました。最終的には 3 月定例議会中に委員の皆様いろんなご意見を頂戴しまして、最終的に国保会計と一般会計との財源のやり取りなんかを見直しまして、結局 3 億足りないっていうのを 3 億上げますよと言ってたんですけども、全体としての税額としては 2 億上げる、3 分の 2 の上り幅になったと。簡単に申しますとこういうふうな経過になったということでございます。

(委員) わかりました。

(会長) ほかにございませんでしょうか。私まったく勉強しておりませんが、加入者が減っていると 2 ページの 29 年度と 30 年度加入者が減っていると、これはそれぞれの加入者が減ってるんですかね。これは高齢化によって高齢者が、後期高齢者ですか、そっちの方にだいぶ回ってるんで加入者がだいぶ減ってるという理解でいいんですかね。

(事務局) 会長のおっしゃるとおりでございます、主な原因と言いますのは、やはり後期高齢者ですね、加入者が移行しているということが第 1 の原因かなと思っております。他の要因といたしましては自然減および社保と国保の移動によります減でございますけども、まず、一つ大きなものは後期高齢への移行と言う事でございます。

(委員) 1 つよろしい。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 今年コロナの事で、令和元年度ね、あの今年 2020 年の 1 月 2 月 3 月もその分はかなり高齢者の方、受診抑制が掛ってると思うんですよ。結構皆あまり医療機関受診とかねなされなくてね。それは結果として何か反映されてる点はわかるんでしょうか。今年の 1 月はまだ、2 月 3 月ですね。

(事務局) そうですね、2 月 3 月につきましては新年度、2 か月 3 か月遅れて診療報酬の方に影響が、給付金の方に影響が出ますので、その影響というのは令和 2 年度の会計の方へ影響すると思いますので、元年度では影響がなかったと考えております。

そうですね、実際に連合会等の方から参考の数値を聞かしていただきましたら、かなり、5 月はかなり落ち込んでいるというふうなことを聞かしていただいてまして、診療報酬の方ですが、今後状況としてはコロナの感染状況によりますけれども若干下がるのではないかと思います。

(委員) かなり下がるん違うかな、結構受信なさる人少なくなってるので、その点がどういうふうに動くのかちょっとあれですけどもね。また、よろしくお願いします。

(会長) すみません、私いつも数字は弱いところもあって今までずっと言われてもチンプンカンプンでどう理解してええかわかりません。まあ聞いたなという状況です。それでも私達被保険者として国民健康保険が何でこんなに高いのかなということでも、いつも貰う度に年金はどんどん下がっていつている。介護保険料はどんどん上がってる。国民医療保険も上がっていつてる。私たちの暮らしてどうなるのかなと、日々多くの人の、やっぱり気持ちやと思うんですよ。確かに財政も守って行かなあかん、職員の皆さん大変さも分かるんですけどね。やっぱりこの原因は一体何なのかと、社会保障と言いながら何でこんなに国民の暮らしが成り立たないぐらい保険料が、またそういうのが上って来て、これでいいのかなというのが、ふと私自身生活の中で考えています。もっとも国民健康保険財政がほんとに国が半分負担してたのが、今何んぼなんですかね。国の負担率というのは、30%切るでしょ。

(事務局) 国の負担率は4割弱ぐらいかなと。

(会長) 聞いたら32とかね、そんな話をちらっと聞いたんですけどもね。やっぱりそこに大きな問題がね、国が何でもっとこのこういう憲法25条で保障されている健康で文化的な生活、これではとても健康で文化的な生活できないような年金者の暮らしになってると。国に対して市長も行政の皆さんもね負担率を上げてくれと、軍事費やそんなんばかり上げんと、もっと国民の暮らしの方に上げてほしいなというのは私いつも思ってます。こんなとこ初めて出してもらってね、こんな事言うのも皆さんに大変失礼かも知れませんがね、そういうこれでやって行ったら段々ね、市民と行政との間に歪がでて、今先ほどちらっと言われたました取り立ての厳しさを貯金通帳どうのこうのとかね、国民暮らしがほんとに困ってる人にね、そこまでするんですかあなた方はと私ちょっと思いました。民が苦しんでる時にね、やっぱり民滅びて国栄えるというのはあり得ないですよ。やっぱり民が栄えて国発展するんであってね、そういう観点からどっか間違ってるの違うのかなと。国民健康保険社会保障全体を捉えてね、私は思ってます。もっと国に対して補助金を替えて欲しいという、やっぱり言って欲しいですね。つらいといずれは破産という状況にならざるを得ないとも私は思います。はい、意見です。

(事務局) ありがとうございます。私どもから国へ要望する機会というのは要望書提出というのがございます。それは全国市長会通してこの全国市長会では全国何とかエリアとか近畿エリアとかいろんな所からいろんな意見が上ってるんですけども、やはりその中では国の負担率を上げて欲しいというような要望が各地域から出ているということもございます。私どももそういった事については国へ要望はしていると、その現状がでございます。

(会長) まだちょっと言いますけど、私もコロナで病院行かなあかん状況やってんけども、行かんと半年 1 回の健診も行かずに病院は今出来るだけ行かんことというような考えでここ半年、1 年近くなるんですけど、ほんとに皆さん私たちの地域の人でもやっぱり今あんまり行きたくないという事で財政的に厳しくなるん違うかなというように考えています。その点についてどの様に今後運営されて行くつもり。

(事務局) 先ほども申しあげましたように、この負担の割合というのが現状国が現在の状況では負担金が少ないという事については保険税で賄っていかなければならないと、これは現実問題でございます。そうした中で先ほども申しあげましたように国への要望というのはしてるんですけども、それが国も改正しない限りは現状の保険税の健康保険のこの制度によらざるを得ないということでございますので、そうした時に私どもとして出来ることとしては、冒頭の私のあいさつでも申しあげましたけども、皆さんが末永く健康で病気にかからずにお過ごしいただけるような健康寿命の延伸ということで、そういったことを私どもで取り組んでその結果医療費の抑制、そして保険税の抑制ということに繋げて行くというような事をやっておるわけでございます。その点後ほども出てまいりますけども特定健診の受診率、こういったものが上げていくという事で私どもも施策をやっているところでございます。そしてこれについていろんなお知らせ等もやりながらしているわけなんでございますけども、なかなか特定健診の受診率が上って行かないというところでございますので、出来れば皆様も特定健診を受けていただいて病気になる前に健康な体を維持していただくというような事で最終的には皆さんの医療費を上げないというふうなことに繋げていきたいと思っております、そういった施策に対しても私どもはやらしていただいているという事でございます。

(会長) 是非、国にも大いに働きかけていただきたいなど。それともう一つちょっと私よくわかっていないんですけど、保険料の中にいつも均等割り平等割りというの二つあるんですね。これどういう事なんですかね、均等割りというのは個人にかかるやつですか。

(事務局) はい、均等割りというのはそれぞれ被保険者個人にかかる分で平等割りというのはその世帯、各世帯にかかる分ということでございます。

(会長) それ本当に一人ひとりかけたらそれでいいんじゃないかとね、なぜまたその上に所帯にかけてね、また子どもさんからもこれね取ってるでしょ。でも子どもさんが払うのなんて子どもさんが収入えるわけやないんですよ、親が払うんであって。こういうそれで一人 42 万ですか、これはちょっと多いんじゃないかなと思って。一つ均等割りで一人ひとり取ったらいいんであってね。なぜまたその上に家族に家族全体で取るのかなというのがちょっと私理解してないんですけどもね。それはどうなんですかね。教えていただきたいです。

(事務局) 制度としてですけれども、均等割り平等割りという全体で取らせていただくあるいは個々にもとらせていただく形をしていただいております、おっしゃるような子どもです均等割りの軽減につきましても、下げたらどうかという意見もございまして、国に対しても県とかまたは国保連合会の方から下げるよう減免するよう要望を出ささせていただいておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

(会長) 皆さん他に意見ございませんでしょうか。それではございませんので第2項の「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」は、9月議会でも審議されますので承認ということではなく、説明を受けたという事で終わらせていただきたいと思います。引き続きまして第3項「保険事業」について事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局 説明)

皆さんこんにちは保険年金室保健師の獅子原と申します。座って失礼します。

お手元の資料5ページの保健事業についてをご覧ください。

令和元年度の特定健診の実施状況について、総受診者数は5,882人で、うち特定健診プラス受診者は76.4%になります。受診率の速報値7月29日のものについては43.1%で、昨年度より0.7ポイントほど上がる見込みとなっております。昨年度の、集団健診の実施に関しては、がん検診のセット健診を7日間、また地域での集団健診は全15地域で実施することができました。

今年度も引き続き、特定健診受診率向上のための取組を実施していきます。内容としましては、今年度も15地域づくりと協働で特定健診と合わせて、後期高齢者健診を同時に行っております。健診を受けっぱなしのまま終わらせないためにも、丁寧な健診結果を返すようを心掛け、例年は結果説明会また勉強会を実施しているのですが、今年度は新型コロナ感染症のさらに感染拡大を懸念しまして保健指導対象者以外の方は結果を郵送若しくは電話等で通知させて頂いて郵送で送付させていただき、必要時電話で受診したほうがよいのではないかの指導もさせていただくようにしております。今年度も、国民健康保険中央会より、平成30年度の市町国保の特定健診対象者における特定健診受診者と医療機関受診の関係についてデータ提供がありました。6ページに掲載しておりますデータをご覧ください。こちらのデータから見えることとして、名張市は『医療機関にかかっているけれども特定健診は未受診』という者の割合が29年度、48.7%だったところ47.4%と1.3%減らすことができましたが、依然三重県より高い状況にあります。このこともあり、今年度は新型コロナ感染拡大を懸念し、医療機関向けの説明会を中止せざるをえなかったため、6月に各医療機関を回らせていただいきその際ご説明に上がり窓口の方で特定健診のこの緑色の封筒のサンプルとして各医療機関にお渡しさせてもらっているのですがこちらの封筒が届いていただかず受診してくださいと呼びかけていただくとともに こういった形で診察券を出してもらったときに患者さん自身に手に取ってもらったことで確かに特定健診の何か届いていたかなと気づいてもらう熟慮があり案内通知を置かせてもらうようお願いに上がりました。また、昨年度同様特定

健診未受診者の方に 10 月ごろに勧奨通知を、送る予定をしております。さらに 2 月頃に特定健診相当の情報提供、ご自身で人間ドックであったり職場の健康診断を受けられたという方は特定健診相当としてこちらのほうでデータを入力させていただきまして、その方の健康管理に役立たせていただくために任意での情報提供をお願いさせていただいています。この情報提供通知は 2 月に送らせていただく予定をしております。

令和元年度からの取り組みとして、特定健診受診者全員にケンコーマイレージ 5 ポイントクーポン券こういった形のクーポン券になっているんですけども特定健診を受診していただきました医療機関に受診券とともに持って行っていただきまして下の医療機関印というところに実施していただいた医療機関の印鑑を押してもらって受けていただいた日の記載頂いてご本人さんで個人情報を書いたものを持って行っていただきますと 500 円相当の金券として使えるようなもの、特定健診の基本健診の自己負担金が 500 円となっていますのでそちらをお戻しさせていただくような事業を去年度からすすめております。こちらの効果としましては、7 月 29 日の速報値から全体の受診率 0.7% 上昇につながったことが見えてまいりました。内訳としては、特定健診相当の任意の情報提供、先ほども申し上げました、人間ドックであったり職場健診等で受けられた持ち込み情報としての提出いただいたものが 0.3% 上がったような状況、医療機関受診が 0.4% の伸びていたということがわかりました。

次に第 3 期特定健康診査等実施計画、第 2 期データヘルス計画についてご説明させていただきます。データヘルス計画とは、レセプトや健診情報、国保データベースシステム等のデータを活用し、地域の健康課題を見出し保健事業に生かす計画となり平成 30 年 3 月に策定しました。計画期間は、特定健診等実施計画に合わせ、6 年計画となっており今年度が中間年度となっており、現在中間評価の準備を進めているところになります。

現在の名張市の特徴としましてはこちらの冊子をおかせていただいているのですが、冊子の P8 から分かるように国保の被保険者の年齢構成が 60~74 歳の割合が県や国と比較して多い状況です。また、P12、13 からは介護、介助が必要となった主な原因は「フレイル」「ロコモ」「生活習慣病」が多いことがわかりました。こちらは令和元年度に介護がおこないましたアンケートでも結果は変わらないものとなりました。P18 からは、糖尿病で治療している方が多く医療費も県や同規模市に比べて高い状況見えてまいりました。こちら令和元年度も同様の状況ということを確認しました。計画の中では国保だけではなく、後期高齢者部門、衛生部門、介護、そして医療とも協力し名張市全体の既存の事業も含めた保健事業の実施計画を記載しています。

どの保健事業におきましても、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行い、安心、安全に事業が実施できるよう、関係機関と密に連携を図り、企画検討し実施しているところになります。

以上で、令和 2 年度の保健事業の取組状況等についての報告を終わります。

(会長) はい、ただいま保険事業について事務局から説明を受けました。委員の皆様から意見質問を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) ちょっと、特定健診の事違うんですけども、最近、フレイルとかサルコペニアに関連して、家でいらっしゃる方、ご高齢の方で、そういった方に対して体動かすフレイルにならないようにプロモーションビデオとかそういう方法とかそんなんはどんどんしてもらうことは可能なんではないでしょうか。そういうヘルスプロモーションで言いますかね、出来るだけ家でご高齢の方がほんまに家にず〜といらしゃってね、足腰が弱ってきてよく転倒なさる方があって、そんなんでも身近で大腿骨頸部骨折とかで入院してえらい事なってる方がちょっといらっしゃるんですよ。そういうことにならないように、市として何かそういう働きかけといいますか、してもらうことは可能なんではないでしょうか。

(事務局) 健康・子育て支援室の山崎です。フレイルに関しましてコロナが蔓延前は各サロンの方でそういう体操であったりとかいうことでできてたんですけども、直接ということが拡大の事もありまして中々難しい状況でフレイルの進行とかということもありますので、市のホームページなんですけども医師会館で作っていただいた欲張り青春体操の動画を配信するようなそういった仕組みであったりとか、あと毎年民生委員さんが高齢者実態調査ということで70歳以上の一人暮らしの方とか、あと75歳以上の高齢者夫妻であったりっていうのを一軒一軒秋に回ってもらってるんですけども、今年度はちょっとその実態調査の内容をちょっと見直しまして、フレイルをわかるような5項目に変えてこの秋に行っていただいて、その時にフレイル予防のパンフレットとかそういったものもお渡しいただいたりとか、あるいはもし気になるっていう事であれば、またこちらの方に伝えていただけるっていうような取り組みも進めているところです。

(委員) そういった方向と言いますかね、色々こんなんやってるよというそういう周知してもらうようにしてもらったら有難いと思います。

(会長) 予防は大事なものと思っております時間もお金もかかりそこにお金をかけてもらうようなそれが医療費削減にもつながるのではないかと考えています。ほかにごございませんでしょうか。

(委員) よろしいですか。

(会長) はい。

(委員) 特定健診というのは施設にどうしても施設に入られる方は特定健診行くなというわけではないのですが、中々今ちょっと二の足を踏む状況な訳でそういう割合の比率というのはどうなんでしょうかね、感触的に。

(事務局) 特定健診の受診対象者の規定というのが元々ございまして、その中で介護施設に入所されている方は対象から外れる形になるんです。というのも福祉施設で元々健康管理をしなければならぬというものがございまして、国民健康保険の保険費を使って受診するのではなく、その中で見るという形になってるんですけど、そういうご質問ではなかったですか。

(委員) ということは、そういう方にはそういうグリーンの封筒が行ってないということですね。

(事務局) はい。

(委員) わたしが知ってる限り行ってる人もいますよ。その辺は市としては出してないということなんですか。

(事務局) そうなんです。介護サービス、介護を使っていて施設に入所されている期間を介護の方から情報提供が来るんですけども、そのサービス番号というのが該当している番号がありましてその人達にはいかないようになっているんですけども、その利用期間が短い場合はこちらの吸い上げがタイムラグがありますので、受診券が行っている場合があるかも知れないんですけども。

(委員) という事は、基本的には介護施設に入っていて介護サービスを使っている場合は行っていない解釈。

(事務局) はい、おっしゃるとおりです。

(委員) まあそこまで結構です。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) どうぞ。

(委員) はい、すみません。また先ほどの話しに戻るんですけども、健康寿命のままフレイル、これのほう先ほど説明があったんですけども我々民生委員の方で作るんですね。当然ながら高齢者のサロン、今は真逆の感染予防で真逆のことをやっています。やってるというよりもサロンが開かれてない状態です、どの地域も。まあまあ民生委員としてはサロン今までず〜とやってきて介

護予防等々で色々内容的にもやってきたんですけども、今は今年に入ってまったくそういうサロン自体が開かれてないという状態の中で、ほんなら今何やれるかと思ったら、さっきのフレイルではないですけどもパンフレットを住民の方に回覧、或いは特に高齢者に関しましては個別訪問はできない、これまた、個別に回ってポストに入れる程度なんですけども、これを徹底的にやってるんです。ただ、行政としてもこういうパンフレットの事ですね、今は我々が定期的にコピーをしてですね、個人で配ってるという形なんですけれども、出来ればまちの保健室などにちょっとどこかへんを持って行ってもらえれば、私らはいつでも配布はさせていただきますんで、そういうのを定期的に介護予防にしてもしかり、健康寿命にしてもしかり、そういう関連の体を動かすという形で何かあればありがたいんで、ちょっと添付してもらえれば助かります。

(事務局) ありがとうございます。今予算9月補正にそのあたりのパンフレットを購入できる予算も計上しつつありますので、また秋以降にはそれらは、各地区の方にも配布できるかと思いますのでよろしくをお願いします。

(会長) 他にありますか。

(委員) サロンを今中々その主体の高齢者が高齢者の中でやってる。中々開けないわけですね。それを市はそういう意味でやる方向を教えてあげていったら相手に迷惑がかかる、そういうメンタル的な問題も含めてある程度、ちょっとケアして方法があれば、開けないというのが大前提なんですけど、そこらへんのマニュアルを重視しながら、多分そこまでは考えてなくて、また来たらかんというだけで進んでると思うんですけども、それも含めてちょっと考えていただいたらええかわからんなあとは思ってるんですけど。

(事務局) 各地区担当保健師もまだ全部回り切れてはいないんですけども、少しづつサロンがどうやったら、ちょっと地域の事情とか状況にも色々あると思しますので、どうやったらサロンが開催できるか感染予防しながら開催できる方法を地区担も回りながら一緒に考えさせてもらってるようなところなので、また、色んなご意見いただきながら一緒にちょっと考えさせていただいたらと思います。

(委員) サロンの場合は地域が別にその地域地域で皆さんかかわってくれる所はいいんですけど、かかわってない所、結構名張地区に多いもんですから、その辺の方ちょっとケアを町の保健室含めてですね指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長) 本当にコロナという事で先が見えない、その中で健康をどう維持していくかというのを十分研究していただいて、特に高齢者についてはなんとかその辺の健康維持のためにいろんなアイデア、また市民からもいろんなアイデアを募っていただいてやって行けたらなというふうに、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何か意見はございませんでしょうか。お医者さんの方おられるんですねここにね、何かありましたら言っただいただいたらなど。女性の方どうですか。

それでは他にございませんで第3項の保険事業については、各地域と連携して事業を進めて頂きたいという事でお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

引き続きましてその他の事項ですが、何かございませんでしょうか。事務局から何かございませんか。

(事務局) はい。

(会長) はい。

(事務局) それではですね、冒頭のあいさつで部長からございませましたが新型コロナウイルス感染症対策にかかわります国民健康保険の対応ということで若干説明させていただきますが、ちょっと資料等はございませんで申し訳ございませんがお聞きいただきたいと思ひます。

まず、一つ目は国民健康保険傷病手当金についてでございませす。これについてご説明いたしませすと国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症した場合または、発熱等の症状があり感染が疑われた場合に療養しその療養のため労務に服することが出来なひ方、これはただし給与の支払いを受けている方に限ります。この方を対象に勤務することができなかつた給与等の一部を傷病手当金として支給するものでございませす。適応期間につきましては、令和2年1月1日から9月30日の間の労務に服する事が出来なひ期間、ただし入院に関しましては最長1年6か月まで適応されませす。ただ現時点での申請受付件数はございません。

2つ目でございませすけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難になつた世帯に対し国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を実施しているところではございませす。新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡又は重篤な症状を負つた世帯については国民健康保険税の全額を減免しませす。それから新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の今年の見込収入、事業であるとか不動産、山林など、給与収入等でございませすが、前年に比べて3割以上減少する見込であり世帯主の前年合計所得が1,000万円以下であるなどの要件に該当する世帯につきましては減免割合に応じて令和元年度2月分から令和2年度全期につきまして国民健康保険税を対象に減免を致すものでございませす。現時点での受付件数は46件でございませす。そのうち承認した件数は36件で減免額は665万円となつております。

この傷病手当金、減免両方ともですね国の緊急経済対策に沿うものでございませして、傷病手当金、減免税額につきましては、全額国から補てんされることになつてひませす。説明としては以上です。

(会長) これすべて国の施策ですか。

(事務局) はい。国の施策でございます。

(会長) 減免について国の定めるということをおっしゃったんですけど、国の定めるというのはどういう事なの。

(事務局) 先ほども言わせていただいたような一つは収入において3割以上減少する見込みがあるとか、前年の合計所得が1,000万円以下であるとか、一つの事業収入であるとかについて前年の合計所得が400万円以下であるとか、といった要件がございますので、それが基準という事でございます。

(会長) コロナという事で経済的にも厳しい状況が続くと思うんで、事業してる人たちにも収入の補填など国の施策としてあるということですね。そして名張市としては何かあるんですか。

(事務局) 名張市独自というのはちょっとないんですけども、国が定めておる形のものに添った形ですべてさしていただいておりますと、それとそれに乗せという事は予算的に厳しいもので中々できていないということでございます。

(会長) 他にございませんでしょうか。

先ほど、ちょっと私気になったのは、滞納者というのはおるのね。増えてんのか数字的にちょっと分からないんですけど見込のあたりで。

(事務局) 先ほどちょっと収納室の私の方から滞納世帯につきましては昨年度より減っているというご説明をさせていただいたところでございます。

(会長) はい、そういう滞納者というんですかね、困っている人に対して通帳差し押さえするとかね、そういう苦しい人にそこまで踏み込んで行くのが行政のすることかなと。私はそんなちょっとした生活いっぱいいっぱいやって、ちょっとした通帳にプラス残っているのをそれを差し押さえされたというのをね、そこまでしなくてもいいんじゃないかというのが私の率直な意見です。確かに払っている人と払ってない人、公平さというのもあると思うんですけども、その辺をもうちょっと血のかよったことをやっていただけたらなと。あるのに出さない、それはねちょっと許しがたいんですけども。その辺の見分け方を相手とゆっくり相談して話し合っただけしたらなと、問答無用で差し押さえやるというのはやはりやめていただきたい。相手の生活のことも考えながらやっていただきたい。やっぱり憲法に、25条に健康で文化的な生活を営む権利を有する、この憲法は私たちが守るんじゃないしに行政側が守るべき憲法と思うので、そういう観

点に立っていただいて、誰もが健康で文化的な生活営むのは当然国民としての権利やし、それを行政がそういう人達まで余りにも無理に取り立てるとするのは、私にはちょっと何とも納得できないですね。だからそれはちょっと考えてもらいたい。以上です。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。我々も今のご意見もっともだと思っております。窓口におきましては十分事情を丁寧に聞き取ったうえで滞納整理だけではなく、その方の生活がどのように成り立って行くかと、当然その部分が大事なところになっていくかと思しますので、それはうちの室員全員が心に止めてこれからも業務させていただきたいと思っております。何もかも厳しい措置をするというわけではございませんのでそれ以前に当然様々なご相談もいただきますので、その時点ではおっしゃっていただきますように納付相談という形で色々なお話、またこちらから提案できるようなものあればさせていただきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。ほかにありませんか。ないようでしたら、以上本日の運営協議会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。